

「四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」及び「同施行規則」（案）に係る意見提出手続において提出された意見の概要と市の考え方

平成28年12月12日（月）から平成29年1月11日（水）に「四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（以下「条例」という。）及び「同施行規則」（以下「規則」という。）（案）に係る意見提出手続を実施したところ、以下のとおり、意見の提出がありました。なお、同様の意見は1件に集約しました。

○提出者数 25人、1団体

○意見件数 85件

意見の概要とその意見に対する市の考え方は以下のとおりですので公表します。

なお、提出された意見を踏まえて案を修正したことで、環境審議会に諮問した内容に変更が生じたため、今後、再度審議会に付し、その後に意見提出手続を実施する予定です。

「市の考え方の区分」

修正	=	意見を反映し、案を修正した
原案どおり	=	案を修正しなかった
更なる検討	=	検察協議等により修正の可能性がある
その他	=	感想、この案件以外の意見等

意見の概要と市の考え方

項目	No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	1	土砂等の定義に対する除外事項に「アスファルト及び木材を砕いたもの」を追加する。	砂利、岩石、アスファルト及び木材を砕いたものについては、土砂等の定義から除外します。 第4種建設発生土については、土砂等として条例の規制対象としています。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物については、現行条例でも土砂等の定義に含みません。	原案どおり
	2	土砂等の定義に対する除外事項に「砂利、アスファルト、木材を砕いたもの及び第4種建設発生土に該当するもの」を追加する。		
	3	埋め立て用土砂等には、廃材、アスファルトなどを含めない。		
	4	土砂等の定義について、岩石、コンクリート、碎石、アスファルト、陶器、ガラス、鉱山物質、塗料や油で汚染された物を含める。		
	5	土砂等の定義についてより明確にする。		

項目	No.	意見の概要	市の考え方	区分
2	6	申請者を事業主、事業施工者（元請）、全土地所有者の共同名義とすることに賛成する。	埋立てに同意する土地所有者の責任については、現行条例でも規定しており、埋立て計画の内容の確認や毎月の埋立て場の現場確認等を義務付けています。また、安全基準に適合しない土砂等の埋立てが確認された場合は、事業者とともに土地所有者も市から土砂等の撤去命令等を受けることがあります。 本改正案は、土地所有者が事業者と共に申請者となることで、土地所有者の責任をより明確にすることを目的とするものですが、事業主、事業施工者及び土地所有者の責任の度合い等に関して検察との協議が未了であり、修正の可能性があります。	更なる検討
	7	土地所有者の月1回の現地確認に報告義務を課すことに賛成する。		
	8	埋立て事業者と土地所有者などの共同名義申請について、それぞれの責任の内容や度合いが不明瞭。基準を明確にするべき。土地所有者に残土に関する知識がない場合も考えられるので、事業者が申請人となるべき。法的な問題にも事業者が責任を負うべき。		
3	9	県外残土の禁止に賛成する。	頂いたご意見は本改正案に対する賛同意見として承ります。	原案どおり
	10	県外残土の禁止については、発生場所の土がいつ、どこから持ち込まれたのかが明らかにできない場合が多いのではないかと、又、混合した状況、その場所に持ち込まれてからの経過年数など、区別の基準が作れるか。	土砂等の発生場所の過去の履歴を確認することは一般的に困難なため、土砂等の発生場所が県内であればよいこととします。	
4	11	一時たい積場等を発生元とするものの禁止に賛成する。	浚渫土については一時たい積を認める可能性がありますので、一時たい積場からの搬入は原則禁止とします。	原案どおり
	12	一時たい積場からの搬入を「原則禁止」を「禁止」とする。		

項目	No.	意見の概要	市の考え方	区分
5	13	土砂等の総搬入量を5万m ³ までとすることに賛成する。	頂いたご意見は本改正案に対する賛同意見として承ります。	原案どおり
	14	総搬入量の制限に、一度搬入された同箇所及び隣接地に対して、時期をおいての再申請や他の事業者による別途の申請を排除するように制限を追加する。	本改正案は、大規模な埋立で土壌汚染等が発生した場合、撤去等が困難になるおそれがあるため、一回の許可土量を制限するものです。土壌汚染等の問題がなく埋立が完了等すれば、隣接地への埋立を制限するものではありません。	
6	15	同時に複数の特定事業を行うことの禁止に賛成する。	頂いたご意見は本改正案に対する賛同意見として承ります。	原案どおり
	16	「法人にあつては、その役員が他法人の役員をしている場合は当該他法人が欠格要件に当てはまらないこと。」という欠格要件を、「法人にあつては、その役員が他法人の役員をしている場合、またはその役員が他法人の株式を3分の1以上保有している場合は当該他法人が欠格要件に当てはまらないこと。」に変更する。会社法によると、株式を3分の1以上保有していれば実質経営支配が可能である。	条例で定める役員とは、法人の取締役等と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含んでいます。	
	17	法人の役員、使用人について、名簿の管理やチェック、交代した場合の届出の有無、他の法人の役員や使用人の兼務のチェックの方法はどうやって行うのか。欠格要件が適用される役員と使用人の範囲も不明瞭。基準がつけられたとしても、その把握や整備、チェックは不可能に近い。	法人の役員及び使用人については許可申請書に記載することとしており、また、許可後に変更された場合は軽微な変更として届出を必要としていますので確認が可能です。	
7	18	事業区域の境界確定に賛成する。	頂いたご意見は本改正案に対する賛同意見として承ります。	原案どおり

項目	No.	意見の概要	市の考え方	区分
8	19	隣地土地所有者の承諾の強化に賛成する。	頂いたご意見は本改正案に対する賛同意見として承ります。	原案どおり
	20	隣接地が農地である場合、土地所有者に加え、農地借受人の承諾も必要とする。	隣接地については、土地所有者の承諾でよいものとします。	
	21	隣地土地所有者の承諾は土地所有者だけでなく、借受けて耕作等に使用している者の承諾も必要とする。		
9	22	100 m超の周辺住民の承諾については、「100m 超から 500m 以内の住民 8 割の承諾が必要」に変更する。	本改正案については、周辺住民の承諾の割合の一部を変更するもので、範囲の拡大はいたしません。	原案どおり
	23	特定事業区域の境界から 500m 以内の住民の 8 割の承諾を必要とする。		
	24	住民同意は事業地周辺 500m 以内の住民の 9 割の承諾を必要とする。		
	25	周辺住民 500m 以内の全員の賛成が必要とする。		
	26	周辺住民の承諾の範囲を 300 m から 1000 m に広げ、承諾書は説明会実施後 1 週間以後でなければ有効としないとする。		
	27	境界から 300m 以内の住民の同意では不十分である。		
	28	市道等地域住民の生活道路から特定事業区域にいたる引き込み道路の距離が 500 m に達しない場合は、引き込み道路までの市道沿線住民の 8 割以上を対象に説明会を開き承諾を得ることとする。		

項目	No.	意見の概要	市の考え方	区分
10	29	区・自治会との承認に賛成する。	本改正案については、区・自治会の負担や法令に抵触する可能性等があると判断し、 ①申請者は区・自治会の承諾を得るよう努めること ②説明会の開催を義務化することと修正します。	修正
	30	特定事業区域が属する土地に隣接する区・自治会へ説明し、承諾を得ることとする。		
	31	少なくとも300m以内の自治会が賛成することを条件とする。		
	32	承認を必要とする区・自治会は、特定事業場から500m以内の区・自治会とする。		
	33	特定事業場の境界から500m以内の区・自治会へ必ず説明し、承諾を得ることとする。		
	34	住民同意、区・自治会の同意を得る前提として、市民全体を対象とした事前説明会を義務付ける。		
	35	区・自治会の承諾の義務化について、区や自治会に判断を委ね、責任を押し付けるべきではない。区・自治会の負担が大き過ぎる。区・自治会が紛争に巻き込まれる可能性がある。 また、申請者の財産権の行使や職業選択の自由に関して、結果的に区・自治会に拒否権を与えることになり、違法といわれているので、十分に確認する必要がある。		
11	36	区・自治会との協定に賛成する。	頂いたご意見は本改正案に対する賛同意見として承ります。	原案どおり
	37	区・自治会との協定締結は努めるのではなく義務とする。	区・自治会の範囲を500mに広げると、500m以内に少しでも区域が入っている区・自治会は協定締結の対象となります。その場合、500m以遠の住民とも協議しなければならない場合があり、事業者への過剰な負担となると考えます。	
	38	区・自治会との協定について、特定事業区域の境界から500m以内の区・自治会と義務付けるよう修正。	また、協定は区・自治会及び事業者双方の自由な意思に基づき締結されるべきものであり、市が義務付けることはいたしません。	
	39	500m以内の区・自治会全てとの協定を義務付ける。		

項目	No.	意見の概要	市の考え方	区分
12	40	事前協議を1年間行っても協議が成立しない場合、協議を終了とすること及び事前協議書の有効期限を1年とすることに賛成する。	頂いたご意見は本改正案に対する賛同意見として承ります。	原案どおり
13	41	発生元地質検査の市職員の立会いに賛成する。	頂いたご意見は本改正案に対する賛同意見として承ります。	原案どおり
	42	「発生元の地質検査のための土砂等の採取計画を採取前に市に届出、市職員が採取に立ち会い、採取場所等を指定する」こととする。（「指定できる」ではなく「指定する」と変更する。）	本改正案は、発生元の地質検査のための試料採取に市職員が立ち会うことができるようにするものであり、市職員に立ち会いを義務付けるものではありません。	
14	43	客土の適用除外の見直しに基本的に賛成する。	頂いたご意見は本改正案に対する賛同意見として承ります。	原案どおり
	44	「適応除外を農地転用申請の必要のない軽微な農地改良に限定する」とあるが、本条例は500㎡以上を対象としている。農地改良といえども本条例に基づく手続きを取ることが重要である。「農地転用申請の必要のない軽微な農地改良」とは何か？その定義が不明である。明らかにしてほしい。	軽微な農地改良は、「農地所有者（耕作者）自らが従前の作土と同等以上の土砂等を用いて、軽微な農地の改良を行うもの。」とされています。（千葉県農林水産部農地・農村振興課が公表している「農地転用関係事務指針」より） 本指針の中で、軽微な農地改良として取り扱う基準が示されています。なお、建設残土は「従前の作土と同等以上の土砂等」には当たらないとされています。	
	45	客土の定義の明確化と運用基準を明確にしてほしい。		
	46	客土の適用除外について、「農地転用申請の必要のない軽微な農地改良に限定」となっているが、残土の埋立を行うことができるのではないかと。		
	47	客土の適用除外の見直しについて、農地改良適用除外の条項そのものを廃止する。	農地改良の適用除外の項目は、農業振興上、継続が必要です。	

項目	No.	意見の概要	市の考え方	区分
15	48	定期検査の方法に基本的に賛成する。	頂いたご意見は本改正案に対する賛同意見として承ります。	原案どおり
	49	定期検査の方法について、3000㎡以下の場合の検体採取場所を少なくとも2ヶ所とする。	本改正案については、検体の採取場所の規定を変更するもので、採取数は現行どおり3000㎡につき1試料を原則とします。	
	50	定期検査の方法について検体数は最低3検体とする。		
	51	定期検査の方法に賛成する。しかし、複数個所行うこと。		
	52	定期検査の方法について、総量5万㎡で3000㎡を単位とすることは、全体を把握できるか疑問である。根拠を明確にするべき。		
	53	最大埋め立て量を5万㎡と新たに制限した下での安全管理として3000㎡での区割りが妥当かどうか、1500㎡などへの変更など再検討の必要がある。		
	54	検査の間隔が設けられていない。「6ヶ月毎」としてはどうか。		
16	55	保証金の設定に賛成する。	頂いたご意見は本改正案に対する賛同意見として承ります。	原案どおり
	56	汚染等の条例違反があったとき、その回復に使われることを明記する。	条例違反の案件に対し、行政代執行法に基づく措置を行った場合に保証金を使用します。	
17	57	水素イオン濃度の検液作成法に賛成する。	頂いたご意見は本改正案に対する賛同意見として承ります。	原案どおり
	58	水素イオン濃度の基準に賛成する。		
	59	土砂等の安全基準及び地質検査方法の見直しについて賛成する。		
	60	1,1-ジクロロエチレンの基準値が緩和されたことは理解できない。	条例の安全基準は土壌の汚染に係る環境基準に準じて規則で定めていることから、1,1-ジクロロエチレンの基準値についても環境基準に準じて改正するものです。	

項目	No.	意見の概要	市の考え方	区分
その他	61	条例の名称に「水質」の文言を加え、「四街道市土砂等の埋立て等による土壌及び水質の汚染及び災害の発生防止に関する条例」とする。	改正案とは直接関係がないご意見ですが、今後の参考とさせていただきます。	その他
	62	条例の目的について、「この条例は、市内における土砂等の埋立て等による土壌及び水質の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、（以下省略）」と「水質」の文言を加える。		
	63	条例の目的に「水質汚濁防止」を加える。		
	64	条例の目的に、水の安全を守ることを入れてほしい。		
	65	特定事業の定義を現行の500㎡以上の埋立てから300㎡以上の埋立てとする。		
	66	容量制限のみでなく、広さは300㎡以上は申請必要とし、高さの制限も必要。		
	67	埋立ての規制の対象となる土地について、土地の種類ごとに区別して考えるべきで、「環境保全」と「都市計画や開発」という側面のバランスも考慮する必要があるはず。例えば、「市街化区域」「市街化調整区域」「農地」「山林」「原野」など、埋立てが行われる場所によって区別して規制するべき。		
	68	区画整理事業での土砂持ち込みについても許可の対象にする。		
	69	条例で埋立てが出来ない土砂を道路建設等で資材として使用することを禁止する。		

項目	No.	意見の概要	市の考え方	区分
その他	70	市の責務に「土砂等の埋立てに関連する内容の広報」を加える。	改正案とは直接関係がないご意見ですが、今後の参考とさせていただきます。	その他
	71	市長は、事前協議が開始された時点で遅滞なく市の広報等を通じて協議内容を実施計画と共に公開するものとする。		
	72	区・自治会への加入率はバラツキが大きく、説明会のほか広報等による周知徹底が必要。		
	73	事業場からの排水を受ける貯水池が必要。水質検査を行い、確認の上で放流する。		
	74	事業者に観測井戸の設置を義務付ける。		
	75	特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うための貯水池及び地下水への影響検査を行うための観測井戸の設置を義務付ける（3,000㎡以上に適応）		
	76	水質検査の基準値について、生活環境の保全に関する環境基準をもとに別表を追加する。 【表示例】 pH：6.0～8.5 COD：8mg/L以下 DO：2mg/L以上 全窒素：1mg/L以下 全燐：0.1mg/L (河川湖沼の環境基準値の環境保全値を参考にしたもの)		
	77	地質、水質検査の採取試料の提出と検査有料制度を検討する。 【改正案】 「事業者は、条例に基づき地質検査及び水質検査のために採取した試料を市に提出し、検査を受けることとし、市は、予め定めた検査費用を受取り、所定の検査機関に分析検査を依頼する体制。」		

項目	No.	意見の概要	市の考え方	区分
その他	78	放射性物質の規制値 100Bq/kg を追加する。	改正案とは直接関係がないご意見ですが、今後の参考とさせていただきます。	その他
	79	放射性物質の混入を防止する条項を追加する。		
	80	放射性物質による汚染土砂等の検査もする。		
	81	放射性物質は濃度測定を行い、残土扱いにしない。		
	82	区・自治会長は承諾を得ない土砂の堆積や放棄に気が付いた際には速やかに土地所有者と市に連絡しなければならない。		
	83	一時たい積場からの搬入を完全に防止する施策と体制を確立することが必要である。		
	84	どんなに厳しい条例を作ってもしっかり守らせるという姿勢を示さなければ、不法な持ち込みは防げない。市長以下担当部課長など責任ある立場の方が現場に出向いて実態を掴み、直接事業者と交渉して解決し、四街道市は持ち込みにくいという定評を確かなものにするのが一番の対策である。		
85	埋立地から下流に位置する水路、あるいは、水脈に農地耕作に影響を与える変化があった場合の復旧の義務等を事業者および埋立地の土地所有者に課す。			